

# 川崎市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

制定 平成27年4月1日 27川健こ福第378号（こども本部長専決）

## （目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

## （用具の種目及び給付の対象者）

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は同表の「対象者」欄に掲げる法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等とする。ただし、対象者については、原則として小児慢性特定疾病に係る施策以外の法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者に限る。

## （給付の申請）

第3条 用具の給付の申請は、用具の給付を希望する18歳未満の対象者の保護者又は18歳以上の対象者本人（以下「申請者」という。）が、川崎市小児慢性特定疾病児童日常生活給付申請書（様式第1号）に小児慢性特定疾病医療受給者証を添えて、対象者の居住地を管轄する保健所長に申請するものとする。

2 申請者は、手すり等、住宅設備への固定が必要となる用具の給付を申請するときは、対象者の居住する家屋が自宅以外の場合は、家屋所有者の承諾書（様式第2号）を添付しなければならない。

## （給付の決定）

第4条 保健所長は、前条の申請を受けたときは、日常生活用具調査表（様式第3号）を作成し、内容を審査の上、用具の給付を行うか否かを決定するものとする。

2 保健所長は、用具の給付を行うことを決定した場合には、日常生活用具給付決定通知書（様式第4号）及び日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）（様式第5号）を、その申請を却下することを決定した場合には、日常生活用具給付却下決定通知書（様式第6号）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

## （用具の給付）

第5条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 市長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよ

う、経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上、決定するものとする。

- 3 用具の中には、診療報酬の対象となるものもあるが、当該用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて支給するものとする。
- 4 用具の中には、当該用具を使うために付属品が必要な場合があるが、当該用具については、その付属品がないと当該用具が機能しないといった場合においてのみ、当該用具とともに給付することができ、付属品のみの給付は認められない。

#### (費用の負担及び支払い)

第6条 対象者の保護者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

- 2 前項の規定により保護者が負担する額の基準は、別表2に定める額とする。  
なお、複数の用具の給付を受けている者についても、用具の数に係らず、別表2に定める額とする。
- 3 保護者は、用具を納付する業者に対し、給付券を添えて、前項により負担することとされている額を支払うものとする。
- 4 市長は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から前項により保護者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。
- 5 前項による費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

#### (用具の管理)

第7条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

- 2 市長は、前項に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させるものとする。

#### (給付台帳の整備)

第8条 保健所長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳（第7号様式）を整備するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 旧要綱の規定により調整した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な個所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月14日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 旧要綱の規定により調整した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な個所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

別表 1 (第 2 条関係)

種目	対象者	性能等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの。

別表2（第6条関係）

## 徴収金額表

階層区分	世帯の階層（細）区分		徴収基準 月額	徴収基準 加算月額	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		円 0	円 0	
B階層	A階層を除き当該年度の市町村民税非課税世帯		1,100	110	
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		2,250	230	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額3,000円以下	D1階層	2,900	290
		年額3,001～5,800円	D2 "	3,450	350
		年額5,801～8,700円	D3 "	3,800	380
		年額8,701～13,000円	D4 "	4,250	430
		年額13,001～17,400円	D5 "	4,700	470
		年額17,401～22,400円	D6 "	5,500	550
		年額22,401～28,200円	D7 "	6,250	630
		年額28,201～58,400円	D8 "	8,100	810
		年額58,401～75,000円	D9 "	9,350	940
		年額75,001～96,600円	D10 "	11,550	1,160
		年額96,601～121,800円	D11 "	13,750	1,380
		年額121,801～175,500円	D12 "	17,850	1,790
		年額175,501～221,100円	D13 "	22,000	2,200
		年額221,101～380,800円	D14 "	26,150	2,620
		年額380,801～549,000円	D15 "	40,350	4,040
		年額549,001～579,000円	D16 "	42,500	4,250
		年額579,001～700,900円	D17 "	51,450	5,150
		年額700,901～849,000円	D18 "	61,250	6,130
		年額849,001～1,041,000円	D19 "	71,900	7,190
		年額1,041,001以上	D20 "	全 額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

## 備考

### 1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の対象者が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な対象者以外の対象者については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 対象者に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該対象者の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、対象者本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

### 2 世帯階層区分の認定

#### (1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養しているもののうち、当該対象者の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

#### (2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と対象者が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は対象者と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、対象者と世帯を一にしない扶養義務者については、現に対象者に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された、地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）とし、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下、「本通知」という。）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている対象者が属し、その徴収基準月額の算定にあたり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、本通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。なお、指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率

（6％）により算出された額を用いることとする。生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

#### (3) 徴収基準額表の適用時期

別添2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該対象者の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

#### 4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

#### 5 その他

令和2年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

# 川崎市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書

年 月 日

(あて先) 保健所長

申請者 住 所

氏 名  
(給付対象者との続柄 (※) )  
電話番号

次のとおり日常生活用具の給付を申請します。

対 象 者	ふりがな		小児慢性特定疾病 受給者番号						
	氏名 (※)		生年月日		年	月	日 ( 歳)		
	住所 (※)	川崎市 区							
	疾患名								
世帯の 状況	氏 名	対象者との続柄	生年月日	職 業	備 考				
給付を希望する理由									
給付を受けたい用具の名称		希望する型式・規格等							
給付上特に希望する事項									
備 考									

- この申請書には、対象者の扶養義務者全員の当該年度の市町村民税課税額を証明する書類（生活保護を受けている人及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている人の場合はその旨についての福祉事務所長の証明書）を添付してください。
- 対象者及び申請者の名前、住所、電話番号の情報は、納入時期の連絡などのために納入業者に提供しますので御了承ください。
- (※) は申請者本人と異なる場合に記入。なお、申請者本人の場合は本人と記載してください。

事 務 処 理 欄	区 記 入 欄	見積書添付 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
		予定価格	円	自己負担額	円	公費負担額	円
	こども 未来 局 記 入 欄	給付業者名	発注日 年 月 日			用具の価格	円
		業者の住所					
	連絡先	担当者名					

(様式第2号)

## 日常生活用具設置承諾書

(設置場所) 川崎市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(対象者氏名) \_\_\_\_\_

(保護者氏名) \_\_\_\_\_

上記に所在する私所有の家屋に \_\_\_\_\_ を設置することを承諾  
します。

年 月 日

(あて先) \_\_\_\_\_ 保健所長

(所有者氏名) \_\_\_\_\_ ※自署又は記名押印

(所有者住所) \_\_\_\_\_

日常生活用具給付事業調査表

申請書受理番号 及び受理年月日		年 月 日		申請者 氏 名			対 象 者 との続柄	
対象者	氏 名				生年月日	年 月 ( 歳)		
	住 所							
	疾病名							
世帯員の 状 況	氏 名	年 齢	対 象 者 と の 続 柄	課税状況			備 考	
				当該年度分市町村民税		前年度		
				均等割	所得割	所得税		
世 帯 区 分	1 被保護世帯又は市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割課税世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯							
給付する用具名 (含む型式規模等)								
住まいの状況*	1 自宅 2 借家(貸主の諾否) ※住宅に設備への固定が必要となる用具の場合のみ記入							
身体障害者手帳等の 有無	身体障害者手帳(無 有 種 級) 療育手帳の有無(無 有)							
給付申請の契機と なった状況	排泄(自立 一部介助 全介助) 移動(自立 一部介助 全介助) □車椅子使用 入浴(自立 一部介助 全介助) 転倒の危険(無 有) 褥創に関する問題(無 有) 紫外線防御の問題(無 有) 呼吸機能に関する問題(無 有) 体温調節に関する問題(無 有)							
給付した場合に期待 できる生活の変化	1 排泄 移動 入浴について該当するものに○をつける 排泄 ・自立度が向上する(自立 一部介助) ・不変 移動 ・自立度が向上する(自立 一部介助) ・不変 入浴 ・自立度が向上する(自立 一部介助) ・不変 2 次のうち該当するものに○をつける ・褥創発生の予防ができる ・紫外線を防ぎやすくなる ・呼吸状態の改善ができる ・体温調節がしやすくなる ・その他( )					3 その他の状況 ・介助者の負担が軽減する ・その他 ( )		
調査面接・訪問時 に行った指導	1. 家庭看護 2. 食事・栄養に関すること 3. 歯科保健に関すること 4. 福祉制度の紹介 5. 精神的支援 6. 学校等との連絡調整 7. その他							
給付の必要の有無	1 有 2 無 ( 無とする理由 )							
年 月 日		調査員		所 属				
調査方法 ( 面接 電話 訪問 )				職 名				
				氏 名				印

(様式第4号)

第 号  
年 月 日

## 日常生活用具給付決定通知書

(申請者) 様

保健所長 印

年 月 日に申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

給付番号		給付決定年月日	年 月 日		
対象者氏名		疾病名			
給付する用具名 (含む型式規模等)		納入業者名			
		納入業者の住所 及び電話番号			
価格	円	扶養義務者が支払 うべき額	円	公費負担額	円
納入予定時期					
注意事項	<ol style="list-style-type: none"><li>1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものですから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。</li><li>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。</li><li>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。</li></ol>				

### 【決定後の流れ】

用具の納入準備ができましたら、納入業者から連絡がありますので、上記の「扶養義務者が支払うべき額」と印鑑を用意の上、業者から受領してください。

(様式第5号)

### 日常生活用具給付券

給付番号		給付券発行年月日	年 月 日
対象者氏名		生 年 月 日	年 月 日 ( 歳)
給付する用具名 (含む型式規模等)			
納入業者名		納入業者の住所	
価 格	円	扶養義務者が支払うべき額	円
		公費負担額	円
上記のとおり決定する。 年 月 日 保健所長 印			
①業者の納入した日	年 月 日	②用具受領保護者氏名	印
③扶養義務者から受領した額	円	④受領業者名及び受領年月日	年 月 日 印
検収者	所 属 職 名 氏 名	印	

※納入業者 ①③④を記入

※保護者 ②を記入

納入業者様

①～④すべて記入されたものを、請求書に添付してください。

(様式第6号)

第 号  
年 月 日

## 日常生活用具給付却下決定通知書

(申請者) 様

保健所長 印

年 月 日に申請のありました小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付につきましては、審査の結果、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

(理由)

